

「稚内高校いじめ防止基本方針」

～いじめは本気で「〇」にする！～

公開授業・PTA総会参加の保護者の皆様

今年度、内容の改訂を予定しております。
時間のある時に目を通していただけましたら
幸いです。

後日、保護者の方の意見を集約する場を設
けたいと思っております。

ご協力をよろしくお願ひいたします。

2022年4月
北海道稚内高等学校

稚内高校いじめ防止基本方針 ～いじめは本気で「〇」にする～

1 学校いじめ防止基本方針

条例では、基本理念として、「いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わざいじめがおこなわれなくなるようにすること」、「全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること」、「いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること」などを規程しています。

このことを受け、本校においても、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、いじめ防止に向け日常の指導体制を定め、未然防止と早期発見につとめる。また、発生したいじめに対しては積極的に認知し早期解決を図り、生徒が発達段階に応じて望ましい人間関係を構築していく力を身に付けるとともに、問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付ける。さらに、大きな志と自ら律する心を持ち、自己の能力を向上させ、未来を拓く知性と逞しさを持ち、また社会の発展に貢献し、汎く深い思いやりと節度を持ち、健やかで心豊かに生きる力を育むために「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条第1項 より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識
- ・「いじめは見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する」との認識

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」、「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などもあり、それら生徒の捉え方によって抑止作用や促進作用になることもある。
また、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わることもある。

② いじめの動機（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思い通りに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強い者に追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いろいろを晴らしたい）

(4) いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し・物隠し・捨てる、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる、小突く、蹴る・叩く（軽重なし）、命令・脅し、性的辱め、メール等による誹謗中傷、噂流し、冷やかし・からかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

(1) 日常の指導体制

HR・学年との連携を密にして、いじめを未然に防止し、早期発見するための日常の指導体制を整え、ささいな変化をキャッチできるようにする。（別紙1）

(2) 緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合、いじめの解決に向けた組織的な取組を、いじめ対策委員会（教育相談委員会、特別支援・いじめ対策委員会）を中心に行う。（別紙2）

4 いじめの防止

(1) 学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり

(2) 特別活動、道徳教育の充実

- ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
- ・ボランティア活動の充実

(3) 教育相談の充実

- ・面談の定期的実施
- ・ＩＣＴ教育相談の活用

(4) 人権教育の充実

- ・人権意識の高揚
- ・自他の生命尊重
- ・講演会等の開催

(5) 情報教育の充実

- ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- ・家庭、関係機関と連携しネットいじめを根絶

(6) 保護者・地域との連携

- ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等わかりやすく提示
- ・教職員、生徒、保護者、地域住民で方針を共有

(7) 生徒の特性を踏まえた適切な支援

- ・たとえば「発達障がいを含む障がいのある生徒」、「海外から帰国した生徒や外国人の生徒等」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒」等、特に配慮が必要な生徒についての適切な支援

(8) 生徒の主体的取組への支援

- ・メッセージコンクール等いじめについて考える活動を推進

5 いじめの早期発見

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐに止めさせるとともに、いじめら

れている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙4

(4) 相談体制の整備

- 相談窓口の設置・周知

(5) 定期的調査の実施

- アンケートの実施（6月、10月）

(6) 情報の共有

- | | |
|------------------|---------------|
| • 報告経路の明示、報告の徹底 | • 職員会議等での情報共有 |
| • 要配慮生徒の実態把握 | • 進級時の引継ぎ |
| • 事案対処に関する校内研修実施 | |

6 いじめへの対応

(1) 生徒への対応

① いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、組織的・継続的に支援する。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| • 安全、安心を確保する | • 心のケアを図る |
| • 今後の対策について、ともに考える | • 活動の場等を設定し、認め、励ます |
| • 暖かい人間関係をつくる | |

② いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- | | |
|--------------------------------------|--------------------|
| • いじめの事実を確認する | • いじめの背景や要因の理解に努める |
| • いじめられている生徒の苦痛に気付かせる | |
| • いじめの非に気づかせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させる | |
| • 今後の生き方を考えさせる | • 必要がある場合は懲戒を加える |

(2) 関係集団への対応

周りでおもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対し、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| • 自分の問題として捉えさせる | • 望ましい人間関係づくりに努める |
| • 自己有用感が味わえる集団づくりに努める | |

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースには複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるよう配慮する。

- じっくりと話を聞く
- 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

② いじめている生徒の保護者に対して

事実を確認したら速やかに面談し、当該生徒の成長を促す観点から、丁寧に説明する。

- ・いじめは誰にでも起こる可能性がある
- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・行動が変わるためには保護者の協力が必要である
- ・いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるよう保護者とともに働きかける

(3) 保護者同士が対立する場合などに対して

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある

- ・相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・北海道教育委員会（以下「道教委」とする）や関係機関と連携し解決を目指す

(4) 関係機関との連携

① 道教委との連携

- ・関係生徒への支援や指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる
- ・犯罪等の違法行為がある場合

③ 福祉関係機関との連携

- ・家庭での養育に関する指導や助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導や助言

⑤ スクールカウンセラーや保健所との連携

- ・カウンセリングや相談
- ・ＩＣＴ教育相談の活用
- ・医療機関へつなぐ前の相談や助言

(5) 記録

関係者からの聞き取りはもとより対処プランや指導経過等については、生徒を守り保護者に安心感を与え、加害生徒の成長を促す客観的資料として、記録をとる。

先入観や予断は避けて、関係者が述べたことは「事実」として受け取り、時系列に従い主体と客体を明確にして正確に記録する。記録等は5年間保管する。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの防止

① 保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

② 情報教育の充実

教科「情報」における情報モラル教育の充実

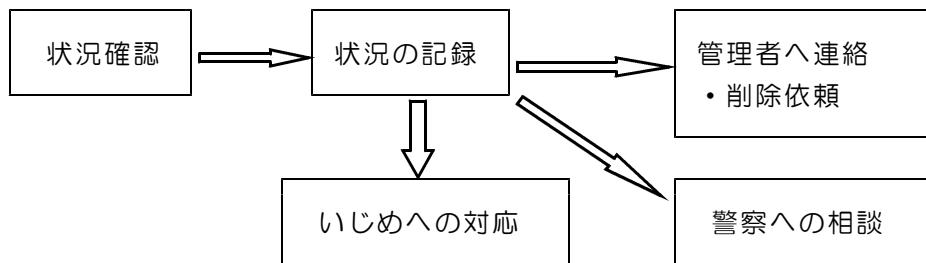
③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

① ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

② 不当な書き込みへの対処



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法 第28条）

① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により迅速に対応する

(2) 重大事態時の報告・調査協力

重大事態が発生したと判断した場合、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処するとともに、道教委に報告し、道教委が設置する「北海道いじめ調査委員会」による重大事態調査に協力する。更に道北支援チーム員の支援を得て解決にあたる。

9 いじめの解消

(1) いじめの解消とは

① いじめに係る行為が止んでいる

- ・被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていない

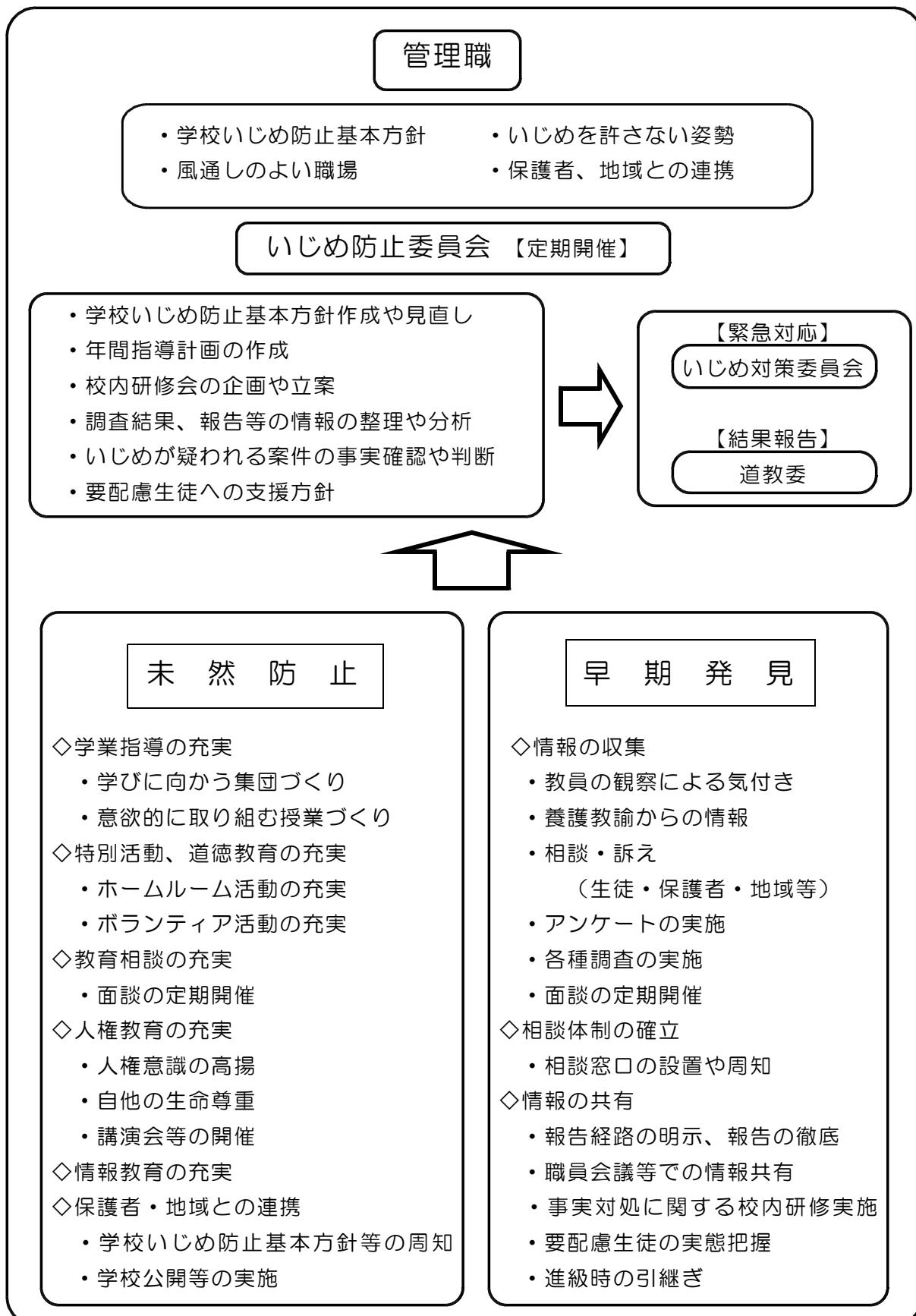
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる。
- ・被害生徒本人と保護者に対し、面談等により確認する。

③ 解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、学校いじめ対策組織を活用した集団で判断することが大切である。

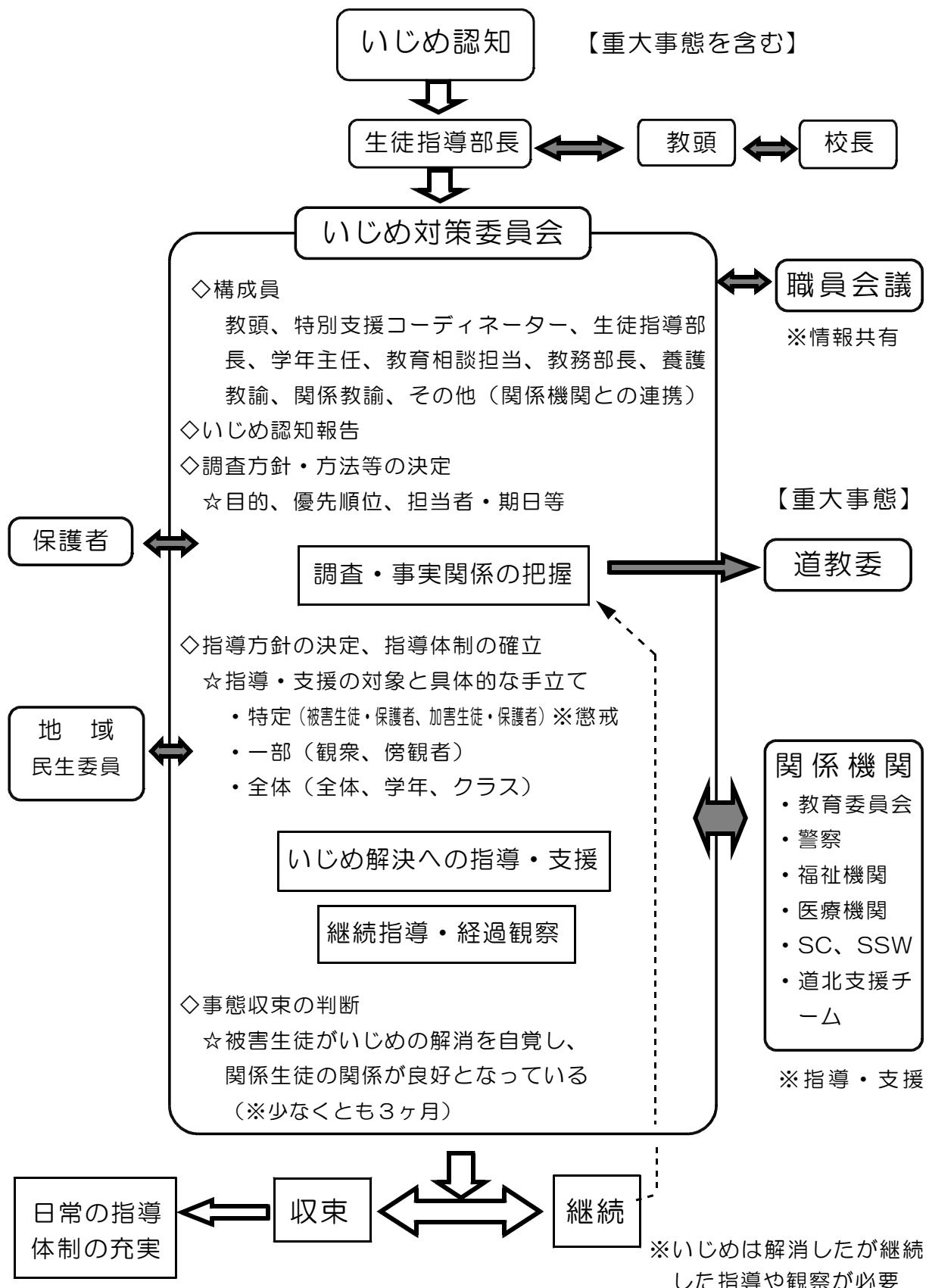
▼ いじめが解消に至っていない場合

- ・被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



別紙3

1 いじめられている生徒のサイン

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。多くの教員の目で多くの場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことが大切である。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増え、理由を明確に言わない <input type="checkbox"/> 教員と視線を合わせず、うつむいている <input type="checkbox"/> 体調不良を訴える <input type="checkbox"/> 提出物を忘れたり、期限に遅れる <input type="checkbox"/> 担任が教室に入室後、遅れて入室てくる
授業中	<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる <input type="checkbox"/> 教材等の忘れ物が目立つ <input type="checkbox"/> 机周りが散乱している <input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている <input type="checkbox"/> 教科書・ノートに汚れがある <input type="checkbox"/> 突然個人名が出される
休み時間等	<input type="checkbox"/> 弁当にいたずらをされる <input type="checkbox"/> 昼食を教室の自分の席で食べない <input type="checkbox"/> 用のない場所にいることが多い <input type="checkbox"/> ふざけ合っているが表情がさえない <input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたりしている <input type="checkbox"/> 一人で清掃している
放課後等	<input type="checkbox"/> 慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされる <input type="checkbox"/> 一人で部活動の準備、片付けをしている

2 いじめている生徒のサイン

いじめている生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし状況を把握する。

サイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている <input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている <input type="checkbox"/> 教員が近づくと、不自然に分散したりする <input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボス的存在の生徒がいる

別紙4

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払うなど、サインを見逃さないようにする。

サ イ ン

- 嫌なあだ名が聞こえる
- 席替えなどで近くの席になることを嫌がる
- 何か起こると特定の生徒の名前が出る
- 筆記用具等の貸し借りが多い

-
- 壁等にいたずら、落書きがある
 - 机や椅子、教材等が乱雑になっている

2 家庭でのサイン

サ イ ン

- 学校や友人のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
- 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする
- 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする
- 不審な電話やメールがあつたりする
- 遊び友達が急に変わる
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかつたりする

-
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
 - 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
 - 登校時刻になると体調不良を訴える
 - 食欲不振・不眠を訴える

-
- 学習時間が減る
 - 成績が下がる

-
- 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする
 - 自転車がよくパンクする
 - 家庭の品物、金銭がなくなる
 - 大きな額の金銭を欲しがる